

売買単位の統一に向けた上場制度の見直しに係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

平成26年6月26日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、平成19年に全国証券取引所名で公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、内国株券の売買単位を100株に統一するため、一部指定や市場変更などの要件として100株単位であることを求めるほか、売買単位の引下げを容易にするための対応を行うなど、「有価証券上場規程」等の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

1. 一部指定などの際の要件の追加

上場会社が一部指定や市場変更などを行う場合には、売買単位が100株単位となることを要することとします。

2. 売買単位の引下げを容易にするための対応

上場会社が100株単位への変更のため、単元株式数の変更を行う場合において、株主数の増加を抑制するために必要な範囲で同時に株式併合を行うとき、当該併合は原則として、上場廃止など実効性確保措置の対象とはならないことを明確化します。

3. その他

その他所要の改正を行います。

(備 考)

・有価証券上場規程第3条第2項第10号等

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第35条

III. 施行日

平成26年7月1日から施行します。

以 上